



# 障害厚生年金について



・ 障害の状態になったときに受け取れる年金は？ ・

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件を満たした方が厚生年金保険の被保険者(組合員)である間に初診日のある傷病が原因となって、3級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

	障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級
厚生年金から支給	加給年金額 <sup>(注)</sup>	加給年金額 <sup>(注)</sup>	
	障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金
国民年金から支給	障害基礎年金	障害基礎年金	



(注) 加給年金額は、障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者によって生計を維持している下記の①②に該当する方がいる場合に加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。  
または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子。

## 在職中でも支給されます

障害厚生年金は在職中であっても全額支給されますが、平成27年9月30日までに初診日のある方が障害厚生年金と併せて受給できる障害共済年金(経過的職域加算額)は在職中の間、支給停止となります。

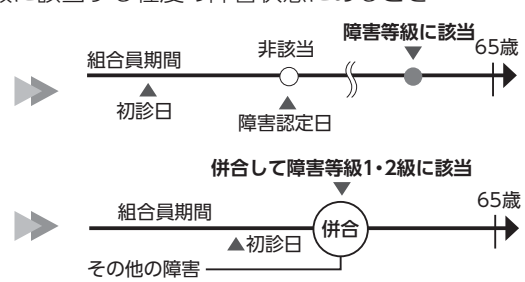
また、所定の請求書等を提出し、審査の結果、障害等級が1級または2級に認定されると、障害厚生年金に加えて、障害基礎年金も日本年金機構から支給されます。

※なお、障害厚生年金の等級は、身体障害者手帳などの等級とは異なりますのでご注意ください。

## 障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

初診日要件	初診日が組合員である間にあるとき ※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めてお医者さんにかかった日をいいます。
障害認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害認定日(※1)に障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態にあるとき</li> <li>● 障害認定日において障害等級3級以上に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害状態になったとき</li> <li>● 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が1級・2級に該当する障害状態になったとき</li> </ul>
保険料納付要件	初診日の前々月までの保険料納付済み期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること ※ただし、平成38年4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。



## (※1)障害認定日

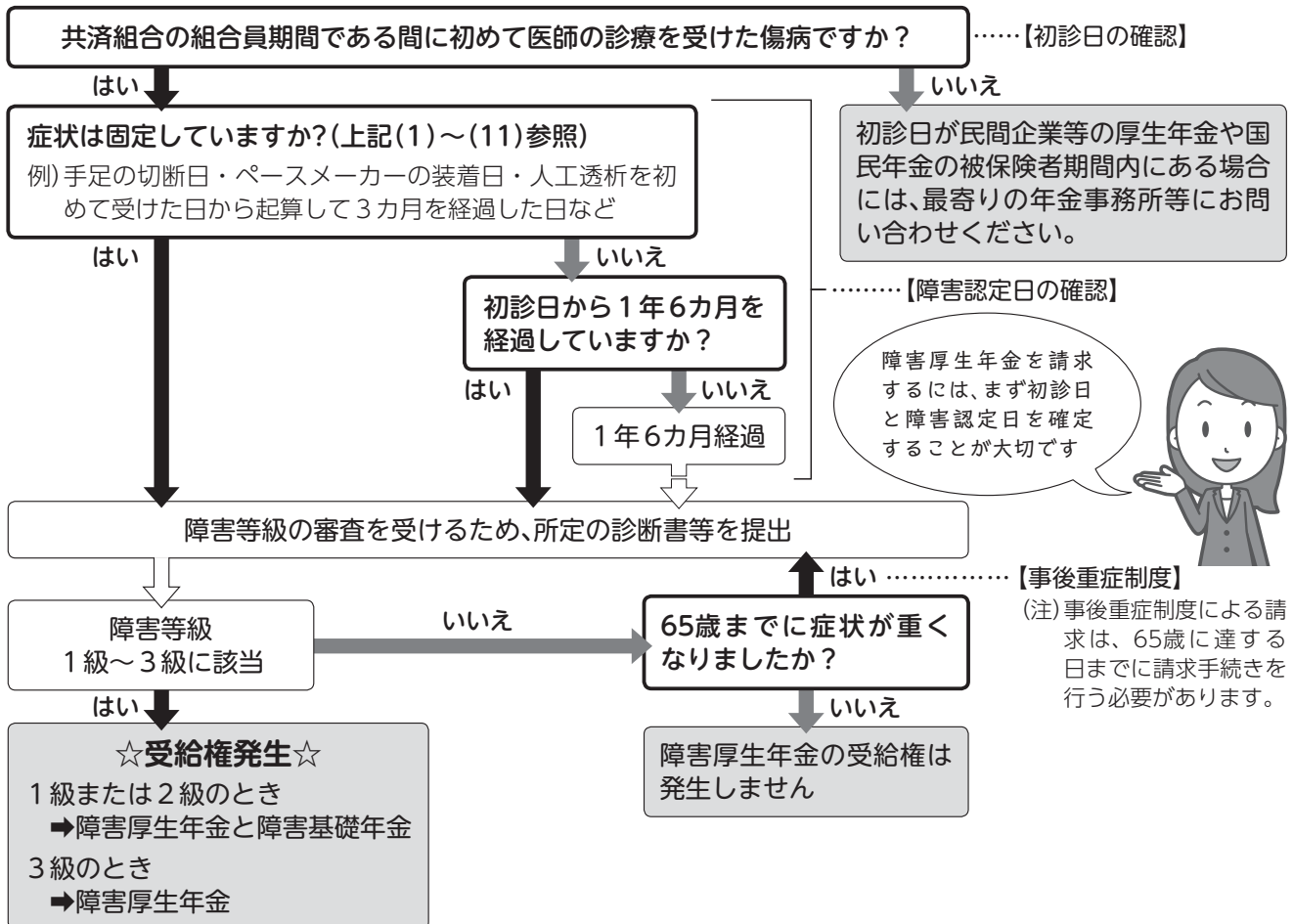
障害の認定は、通常、初診日から1年6カ月を経過した日が「障害認定日」となります。

ただし、初診日から1年6カ月を経過しなくても、その傷病が治癒したときや、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至ったときは、治癒した日または治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

◎次の(1)から(11)の場合は、初診日から1年6カ月を経過しなくても、その日が障害認定日となります。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人工透析を行っている場合は、透析を初めて受けた日から3カ月を経過した日(初診日から1年6カ月以内の日に限る)</li> <li>(2) 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日</li> <li>(3) 心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した場合は、装着した日</li> <li>(4) ・人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設または施術を施してから6カ月を経過した日、新膀胱の造設を施術した場合は、造設を施した日<br/>・人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合は、人工肛門を造設した日から起算して6カ月を経過した日または新膀胱を増設した日のいずれか遅い日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 切断または離断による肢体の障害は、原則として切断または離断した日</li> <li>(6) 咽頭全摘出の場合は、全摘出した日</li> <li>(7) 常時の在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日</li> <li>(8) 人工血管を挿入した場合は、挿入した日</li> <li>(9) 心臓移植の場合は、移植した日</li> <li>(10) 人工心臓、CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)、ICD(植込み型除細動器)を装着した場合は、装着した日</li> <li>(11) 胸部大動脈解離で人工血管、ステントグラフトの挿入置換した場合は、施術の行われた日</li> </ul> |
|---|---|

## 障害厚生年金の請求の流れ



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307